

入社日から3カ月以内に求職者が自己都合により退社した場合又は求職者の責に帰すべき理由により甲に解雇された場合(社会通念上相当であると認められる理由によるものであることを合理的な根拠を以て説明し、乙がこれを了承した場合に限る。以下あわせて「求職者解雇等」という。)、乙は、甲に対して、甲から当該求職者解雇等の連絡を受けた日の翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に送金する方法により、当該紹介手数料の50%を返還する。ただし、当該連絡を受けた時点で、甲が乙に対する紹介手数料の支払いを完了していない場合は、第1項の定めにかかわらず、甲は乙に対し、紹介手数料から紹介手数料の50%を差し引いた差額を支払うことにより清算を行う。支払方法は第1項の定めに従うものとする。